

令和5年1月25日 14時00分

近畿地方整備局

### 有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社森高商会

期間: 令和5年1月25日から令和5年4月24日まで(3ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

#### 2. 指名停止措置の理由

株式会社森高商会が業務の完了の債務の履行を拒絶したことにより、当局発注業務が契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 中川 勝文 (内線 6310)

経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

令和5年1月25日

近畿地方整備局

## 株式会社森高商会に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

近畿地方整備局発注の「経営事項審査申請書他データ入力業務」の受注者である株式会社森高商会は、令和4年10月3日付けで書面にて、業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した。

このことにより、当該業務は令和4年10月12日付けで契約解除に至った。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社森高商会が業務の完了の債務の履行を拒絶したことにより、当局発注業務が契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社森高商会

大阪府豊中市東泉丘2-5-1-102

代表取締役 野上 絢子

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年1月25日から令和5年4月24日まで(3ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。